

令和4年度障害者総合福祉推進事業

障害福祉サービス等の評価のための基準等の作成に関する研究

地域連携推進会議（仮称）の手引き

令和5年3月

PwC コンサルティング合同会社

目次

- 1 地域連携推進会議が検討された背景・経緯
 - 2 会議の目的・役割
 - 3 会議の構成員と人数
 - 4 会議の開催頻度・設置主体
 - 5 会議の議題の内容
 - 6 地域連携推進員の位置づけ
 - 7 地域連携推進員の訪問の際のポイント
 - 8 開催までの流れ
- (別紙) 地域連携推進員の手引き

1. 地域連携推進会議が検討された背景・経緯

近年、障害福祉サービスを提供する事業者が増えてきており、質の確保が重要な課題となっております。厚生労働省の社会保障審議会障害者部会においては、次の指摘がなされています。

○今後、サービスの質の評価についてさらに検討を進める上では、

- ・利用者本人の希望やニーズに十分対応したサービスが提供されているか
- ・閉鎖的にならず、外部に開かれた透明性の高い事業運営が行われているか
- ・専門的な知見も踏まえたより質の高い支援や、地域ニーズを踏まえた支援・取り組みが行われているか

といった視点が重要である。

○検討に当たっては、事業所の規模の大小にかかわらず、取り組むことのできる仕組みとすることや、利用者本人の意向やニーズを反映して評価する際には、本人の意向を丁寧に汲み取ることが重要であることに留意が必要である。

○居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。

また、令和4年12月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が公布されました。障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指すこととされています。このため、本人の希望に応じて、施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実が改正内容に盛り込まれています。本改正内容も踏まえつつ、利用者が地域で暮らしていける仕組みが求められています。

介護保険分野の運営推進会議とは、事業運営の透明性の確保を図るために介護保険サービスの地域密着型サービスを提供している事業所に対して、設置が義務付けられた会議体です。

これは、2000年前半、高齢者施設における事業者責任の事故・事件が多発しており、事業所運営の不透明性が問題視され、社会問題に発展したことを受けて、2006年から開始されました。

運営推進会議は、地域との連携と事業所運営の透明性を確保することを目的としており、次の5つの機能が期待されています。

- ①情報提供機能（認知症ケアの理解の促進、相談援助機能の発揮）
- ②教育研修機能（スタッフの研修効果）
- ③地域連携・調整機能（行政機関等との連携）
- ④地域づくり・資源開発機能（安心して暮らせる地域づくり、サービス提供の質の向上）
- ⑤評価機能（事業運営の透明性の確保）

これらの背景を踏まえて、障害福祉サービスの居住系サービスである入所施設（障害者支援施設）及びグループホーム（以下「施設等」という。）の透明性の確保や質の向上を図るため、介護保険サービスの運営推進会議を参考とした仕組みの導入について学識・現場有識者による検討会を組織し検討しました。検討の結果、介護保険サービスの運営推進会議を参考としつつも、障害福祉サービスの実情に応じた仕組みの導入について検討が進められ、その名称についても、この会議体が目指す方向性も見据えて「地域連携推進会議」（仮称）という名称とすることが提案されました。

今後、本推進事業での議論も踏まえて、厚生労働省において引き続き検討が進められることとなりますが、本手引きでは、地域連携推進会議（仮称）を設置するとした場合に、本推進事業として提案する運営方法やポイントについて記載いたします。

2. 会議の目的・役割

地域連携推進会議は、介護保険の運営推進会議を参考としつつ、障害福祉サービス特有の事情等も考慮し、以下の目的を実施するための会議体です。

- ・施設等やサービスの透明性・質の確保
- ・施設等・地域の連携
- ・利用者の権利擁護

また、地域連携推進会議は、上記の目的をより効果的かつ確実に達成するため、単に会議体を設置するのみでなく、地域連携推進会議の全ての構成員は訪問者（以下「地域連携推進員」という。）となります。施設等を訪問することで事業運営の現場を直接確認することが可能な仕組みとしております。地域連携推進員が施設等を訪問することで、専門家ではない視点からの気づき等が得られ、上記目的達成の一助となることが期待されています。この点は介護保険の運営推進会議と大きく異なる点です。

なお、事業所や施設等にとって、従来の業務に加えて、会議の運営や訪問の受け入れなどの事務的な負担等が増えるという懸念がある一方、地域連携推進会議を行うことで、事業所のサービスの質が担保され、それにより支援を受ける利用者にとっても良い影響があります。また、地域との連携が深まることで、地域における事業運営がしやすくなるなど、事業所、施設等にとっても大きなメリットがあります。さらに、従来から実施している虐待防止研修等の研修や個別支援計画がうまくいっているかを外部の方に見ていただく良い機会となります。

【地域連携推進会議】



(1) 施設等やサービスの透明性・質の確保

障害福祉サービスの質の確保・向上については、従来から重要な課題として様々な議論がなされてきました。基本的には、人員、設備及び運営に関する基準において、質が担保されている一方、サービス類型ごとに更なる質の向上の取組みがなされています。例えば、児童発達支援や放課後等デイサービスについては、支援の質の向上を図るため、独自のガイドラインが策定されています。また、日中サービス支援型のグループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図るため、(自立支援)協議会に対し定期的に事業の実施状況を報告し、評価を受けるとともに、当該協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされています。

今後は、通所系のサービスと比較すると、外部の目が入りにくくなりがちな施設等を運営する事業者についても、地域に開くことにより施設等の運営やサービスの透明性を確保するため、地域の方等を含めた構成員による地域連携推進会議の設置及び当該構成員が地域連携推進員として施設等を訪問する仕組みの構築が必要となります。

(2) 施設・地域の連携

地域連携推進会議は、その名称からもわかるように、会議の開催や会議の構成員による施設等への訪問を実施することにより、地域に開かれた施設になることを目指す会議体です。地域の方に開かれた施設等となることで、障害のある方の施設での生活に対する理解促進や、地域の方との繋がりづくりを推進するとともに、施設等の職員が地域の方を知るきっかけにもなり、双方向により理解醸成を行うことを目的としております。

(3) 利用者の権利擁護

施設等では、利用者が障害により言葉で意見を伝えることが難しい場合も多いため、利用者の思いがサービスに活かされているか、利用者が希望する生活を送ることができているかなど、会議の中で話し合われることが重要です。なお、意見表出そのものが難しい利用者に対して、施設等側としても利用者の意思決定支援にどのように取り組んでいるか等を、地域の方に伝える良い機会にもなります。

3. 会議の構成員と人数

地域連携推進会議の目的を踏まえて、会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の方、福祉に知見のある者、経営に知見のある者、施設等所在地の市町村担当者などを想定しており、5名程度が望ましいです。会議の目的を達成するため、構成員には、利用者、利用者家族、地域の方は必ず選出することが必要です。なお、前述の通り、会議の構成員は地域連携推進員に任命する必要がありますが、施設等を訪問した際、利用者の個人情報等に触れる可能性があるため、施設等と構成員の間で秘密保持契約を締結することが望ましいです。

(1) 利用者

意思表示が出来ない利用者の場合には、成年後見人や家族に代理してもらう等の工夫が必要です。また、そうした場合であっても、代理人だけでなく利用者本人にも会議に参加いただくなど、できる限りご本人の意思を丁寧に汲み取りながら会議を運営することが望ましいです。

(2) 利用者家族

構成員に選出する家族は、多様な視点を入れるため、(1)の利用者とは別の利用者の家族であることが望ましいです。なお、(1)に記載した、意思表示の代理の家族は利用者本人の代理としての立場ですので、(2)の利用者家族とは分けて考えます。

(3) 地域の方

地域の方は、例えば、自治会・町内会などの地域団体の方、民生委員、婦人会、商店街、学校関係者、地域で活動しているNPO法人の方などが想定されます。

なお、上記の他、日常的な付き合いがある場合もあることから、施設の近隣の住民を選出することも有効です。

(4) 福祉に知見のある者

障害福祉サービスの施設等であるため、例えば施設等のある地域で活動されている他の障害福祉サービスの事業者や障害関係の事業を実施している者であれば、障害福祉サービスの知見もあり、有意義なアドバイスなどが期待できます。

他の障害福祉サービスの事業者等が無い場合や協力を得ることが困難な場合には、介護保険のサービスや児童福祉のサービスを運営している事業者、学識経験者、福祉関係の事業を実施している NPO 法人など、客観的または専門的な立場から意見を述べる事が出来る者のことを言います。

ただし、地域との連携や、運営の透明性を確保する観点から、同一法人またはその系列法人に所属する者を選任することは望ましくありません。

(5) 経営に知見のある者

障害福祉サービス、介護保険サービス、児童福祉施設の運営等の経営に携わっている者や、財務諸表等から経営状況を把握しアドバイス出来る者を想定しています。

(6) 施設等所在地の市町村担当者

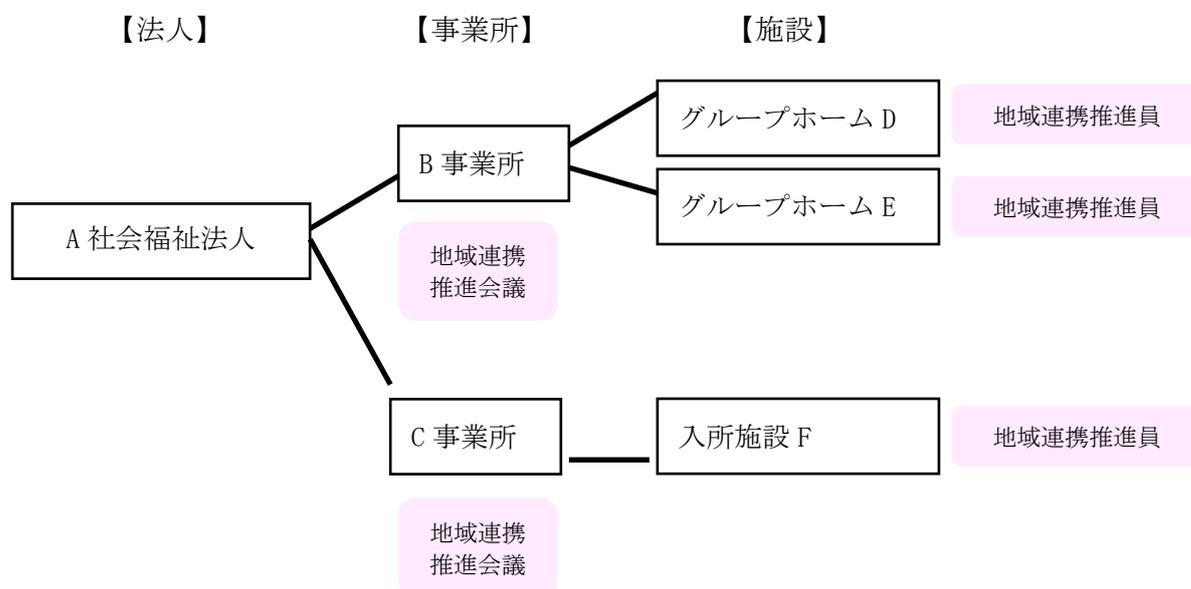
施設等の指定は都道府県、指定都市、中核市が行うこととなるため、指定都市、中核市以外の市町村は、施設等との関わりが希薄なこともあります。市町村職員にも、施設等の利用者や地域のことを知っていただく良い機会ともなるため、所在市町村の障害福祉所管課等の担当者等が地域連携推進会議に参画いただくことは有意義です。ただし、所在市町村に多数の施設等がある場合等、参画が難しい場合もあるため、可能な範囲での参画が望まれます。

4. 会議の開催頻度・設置主体

地域連携推進会議の開催については、施設等の負担を考慮しつつ、目的を達成するための回数として、最低でも施設等内での会議を年1回以上、施設等への訪問を年1回以上実施してください。ただし、グループホームは、施設内での会議開催が建物の空間的な都合で難しい場合があるため、グループホーム外の会議室等で開催することも可能です。また、会議は対面実施、訪問は施設等への現地訪問を原則としつつ、構成員の都合等によりオンラインで行うことも可能です。一方で、会議の参加や施設等の訪問により、施設等のご利用者、職員との関わりを深めていくことが重要であることから、全員がオンラインによる参加ではなく、必ず実際に施設等を訪問する構成員がいることが望まれます。

地域連携推進会議の設置主体は、指定を受けた事業所単位となります。会議の開催は、事業所単位で開催することが基本ですが、当該事業所が複数の施設等を運営している場合に、全ての施設等に外部の目を入れ透明性を確保することが必要です。このため、1事業所において、複数の施設等を運営している場合には、その施設ごとに年1回以上、地域連携推進員が訪問する機会を提供してください。以下に例を示します。

<例示>



本事例では、B事業所、C事業所が地域連携推進会議を設置し、B事業所、C事業所ごとに年1回以上会議を開催することとなります。一方、地域連携推進員による訪問は、施設等単位となることから、グループホームD、グループホームEそれぞれに年1回以上行われることが必要です。つまり、B事業所は、会議を年1回以上開催し、訪問を年2回（2か所）以上受け入れる必要があります。一つの事業所において複数の施設等を運営している場合には、施設等の数だけ、訪問を受け入れることとなります。各地域連携推進員は、年に1回以上いずれかの施設等への訪問を行っていただくことが必要です。

ただし、地域連携推進員が施設等利用者であり状態像等により訪問が困難な場合、1つの事業所で数十か所の施設等を運営している場合、地域連携推進員の日程確保が困難な場合等においては、全ての地域連携推進員が訪問出来なかったり、一人の地域連携推進員が複数施設等を訪問する必要があることも考えられます。その際は、施設等と各地域連携推進員等との調整により、地域連携推進員の訪問回数等について柔軟に決めることも可能です。

5. 会議の議題の内容

会議の議題については、目的を達成するための議題を設定することが必要です。また、施設等側からの一方的な報告にならないよう、構成員と双方向で意見交換できる議題が望ましいです。この会議の目的は、施設等に点数を付けるような形で評価を行うことではありません。構成員と施設等職員が率直に意見交換し、お互いに気付きを得る機会とすることやお互いの連携を通じて、より良いサービスの提供につなげるといった意識で会議を運営してください。

例えば、施設等からは、利用者の日常の生活の様子、地域の方に対する障害の理解促進、職員の支援の様子、施設等の運営状況（収支など）、施設等の行事案内などを、また地域の方からは地域事情、地域のイベント・行事等の情報を発信し、参加を促してもらうことで双方向の理解につながります。また、構成員（地域連携推進員）からも、施設等を訪問した際に受けた印象や気付いた点等について報告してもらい、施設等の運営上の工夫や改善点等について意見交換する時間を設けることも有益です。

また、議題を設定する際、その議題が地域連携推進会議のどの目的を達成するための議題設定なのかが分かりやすくなっていることが望ましいです。

以下に議事内容を目的ごとにカテゴリ化した例を示します。

【議事次第例】

1. 施設等やサービスの透明性・質の確保（40分）

- ・利用者の日常生活の様子について
- ・経営状況の報告
- ・BCP（業務継続計画）の策定状況について

2. 施設等・地域の連携（40分）

- ・障害についてレクチャー
- ・近隣からの苦情等の共有
- ・地域行事のご案内

3. 利用者の権利擁護（40分）

- ・虐待、事故、ヒヤリハットの報告
- ・支援者の様子
- ・利用者の意向アンケート結果

なお、会議は年に1回以上の開催であり、頻度が高いわけではないため、2時間程度時間を確保し、内容を充実させることが望まれます。

6. 地域連携推進員の位置づけ

地域連携推進会議の構成員全員が地域連携推進員となります。ただし、構成員のうち利用者については、様々な障害、状態の方がおりますので、例えば重度心身障害の方など、訪問が難しい方については、会議の参加のみでも差支えありません。

地域連携推進員は、地域連携推進会議の開催日以外の任意の日程を選択し、施設等と調整を行い、訪問する日を決めることとなります。この時、同日に複数人が訪問することも可能ですが、出来る限り訪問日を分散させるなど、施設の利用者や職員の過度な負担にならないようにする配慮が必要です。例えば一戸建てのグループホームに複数人が同時に訪問することは困難なため、1月はaさん、2月はbさんのように、調整することが望ましいです。

また、複数の施設等がある場合には、aさんはグループホームDに、bさんはグループホームEを訪問するという方法も考えられます。

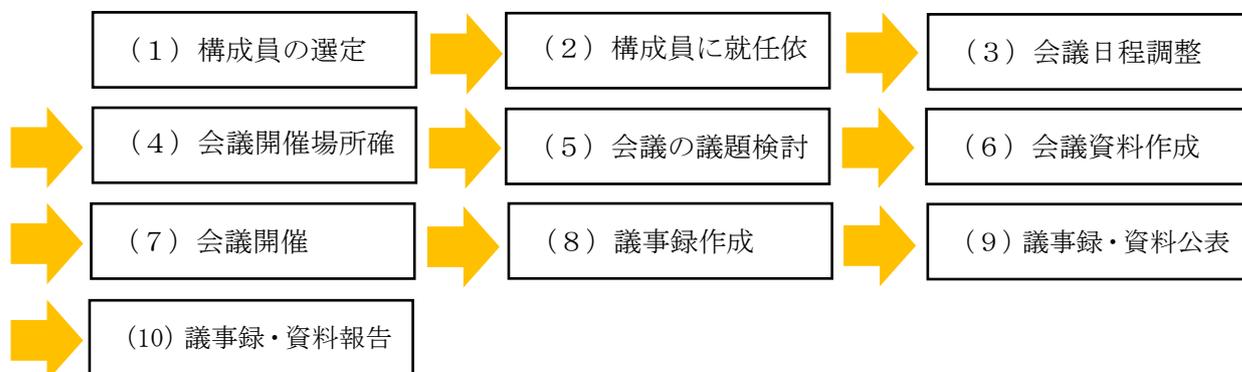
7. 地域連携推進員の訪問の際のポイント

地域連携推進員は、監査や評価の専門家ではないため、施設等を訪問した際にどのような視点で訪問したらよいのか迷うことが想定されます。そこで、訪問する際の意義、視点、心がけ等を「地域連携推進員の手引き」として、別紙にまとめましたので、施設等が選出した地域連携推進員に別紙を手交してください。

なお、地域連携推進員の手引きにおける「訪問の際の視点」は、地域連携推進員が訪問する際のどのようなことに着目したらよいのか、どのような質問をしたらよいのかについて記載していますが、施設等がセルフチェックとして活用することも有効ですので、改めて、施設等における環境整備や支援内容を振り返る際にご活用ください。

8. 開催までの流れ

地域連携推進会議を設置するまでの流れは以下のとおりです。



(1) 構成員の選定

構成員の選定は、「3. 会議の構成員と人数」を参照してください。なお、構成員の任期については、施設等ごとに決定いただくこととなります。任期終了後、再任することも、妨げませんが、地域連携推進会議の目的や構成員の負担等を考慮し、構成員を交代することも可能です。

(2) 構成員への就任依頼

地域の方や福祉や経営に知見のある者へ就任依頼を行う場合は、施設等を見学してもらう、施設等職員が地域行事に積極的に参加する等を行いつつ、地域とのつながりを作り、会議の目的や意義等を丁寧に説明いただくとともに、施設等の運営に理解を得て、就任を快諾いただけるような関係性を構築することが望ましいです。

(3) 会議日程調整

構成員の都合を確認した上で、会議開催の1か月前までに会議日程を決めることが望ましいです。構成員がやむを得ず欠席する場合は、事前に会議資料を送付し、事前に意見・要望等を聴取することが望ましいです。

(4) 会議開催場所確保

会議の開催場所は、地域連携推進会議の趣旨を踏まえると、施設等の中で開催することが望ましいですが、一戸建てのグループホームなどでグループホーム内に会議を実施する場所の確保が困難な場合には、公民館や外部の会議室等の利用、オンラインでの開催も可能です。

(5) 会議の議題検討

会議日程が会議開催の1か月前に決定していれば、どの構成員が出席かが分かるため、出席する構成員の属性を考慮した議題設定を行うことが出来ます。例えば、福祉や経営に知見のある者が欠席にもかかわらず、専門的な助言をもらうような議題設定を避けるなどの工夫が必要です。

(6) 会議資料作成

資料作成の際には、個人名等を出さない他、内容から個人が特定されないよう、個人情報の取り扱いには十分注意してください。

(7) 会議開催

構成員就任後、初めての会議を行う際は、「5. 会議の議題の内容」で記載した事項の他、施設等の管理者からの会議趣旨の説明、構成員の自己紹介などを行い、会議で構成員が発言しやすい雰囲気の醸成をお願いいたします。

(8) 議事録作成

会議開催後、速やかに地域連携推進会議の議事録を作成することが必要です。作成した議事録は、参加した構成員に内容を確認していただくようお願いいたします。

(9) 議事録・資料公表

障害福祉サービス事業所は、運営情報等を都道府県知事等に報告し、都道府県知事等が報告された内容を独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報検索」に掲載しています。地域連携推進会議の議事録や資料も、「障害福祉サービス等情報検索」に掲載し、広く公表する必要があるため、都道府県知事等への報告をお願いいたします。

(※) 議事録の公表義務等については、今後、厚生労働省において引き続き検討が進められます。本手引きでは、本推進事業における議論では公表することが望ましいとされたことを踏まえて記載しているものです。

また、本推進事業では、単に公表するだけでなく、市町村の障害福祉担当部署や自立支援協議会にも報告することが望ましいとの意見がありました。

(別紙) 地域連携推進員の手引き

本手引きは、地域連携推進員が施設等を訪問する際、どのような視点で訪問すべきかについて記載しております。

施設等への訪問は、地域連携推進員が施設の利用者や職員の隣人として関わりを深めていくためのきっかけとして役立てていただくことが大切です。私たちが、知人や隣人の家を訪問する場合にも、相手の生活に対する敬意や節度、礼儀をもって訪問すると思います。地域連携推進員として施設等を訪問する場合も、そこが利用者にとっては生活の場であることを忘れず、同様の敬意や節度、礼儀を払って訪問することが必要です。

地域連携推進員の役割は、施設等を評価することではありません。施設等を訪問し、もし気になることがあった場合は、施設等の職員や連携推進会議の場で、丁寧に伝えていただけたらと思います。もし、障害者虐待防止法に定める障害者虐待に気づいた場合は、市町村への通報等、適切な対応を行っていただくことが必要になりますので、ご理解いただけたらと思います。

施設等を利用する方々の暮らしや、日々の思いに少しでも寄り添って頂くために参考にさせて頂ければ幸いです。

訪問の意義

訪問する際に最も大切なのは、施設等のご利用者、職員との関わりを深めていくことです。訪問後に、道や街中でご利用者や職員に会ったとき、お互いに挨拶や言葉を交わすことができるような関係を作ることができたら、地域連携推進会議の目的である地域との連携にとって、大きな成果ということができるでしょう。

施設等の中では、ご利用者が生活されています。プライバシーを尊重しながら見せていただくことが鉄則です。

もし、共用スペースやご利用者の部屋にごみが散らかっていたり、ご利用者の身だしなみが乱れていたたり、ご利用者が何かに怯えているような感じがしたりなど、気になることがあった場合は、何か理由があるかもしれませんので、職員に丁寧に尋ねてみるか、地域連携推進会議の場で質問して、確認してください。

ご利用者の障害特性によっては、視覚的な刺激や音に過敏なため、装飾がなく物が少なくて殺風景に感じる場合があるかもしれません。気になったことは、職員に尋ねていただくことにより、施設等やご利用者の生活への理解がより深まると思います。

訪問して理解を深めていただきたいこと

施設等では、時間帯によってはご利用者が日中活動や仕事に出かけていて、直接会うことができない場合もあります。また、訪問の時間は限られていますので、見ただけでは分からないこともあります。そのような場合は、例えば、ご利用者の普段の生活の様子や1日の流れ、食事、日頃の支援の内容、非常災害などの発生への備えなどについて質問し、理解を深めていただけたらと思います。

訪問の際の視点

地域連携推進員として施設等を訪問する際に、どこに注目してよいか、何を聞いてよいか、悩んでしまう場合には、以下の項目や質問を参考に、施設等を見学し、ご利用者に話しかけるなどしてみてください。（ご利用者や職員に質問する他、ご自身の感覚から施設等がどのように感じるのという感覚も重要です。）利用者自身からどんな答えが返ってくるかを聞いていただきたいです。もし、ご利用者が答えようとした際、施設等の職員が代弁してしまうなどがあれば、改めてご利用者に聞いてみるのが重要です。ただし、ご利用者の状態によっては、会話が困難な場合もありますので、その際は職員の方に聞いてください。

また、ご利用者だけでなく職員の方に施設のことを聞くことで、施設の理解が深まることもあります。

なお、見学に行く際、外部の方が施設に来ることで、職員やご利用者は普段と異なる雰囲気戸惑ってしまうこともあるかもしれません。地域連携推進員から自己紹介をするなど会話しやすい雰囲気の醸成も重要です。前述のとおり、訪問することで関わりを深めたり、施設と地域が協働できることのヒントになったり、と施設だけでなく、地域連携推進員にとっても新たな気づきにつながったり、施設、施設職員、ご利用者のことをよく知る機会となることを期待しています。

<見学する際のポイント>

（施設等の環境について）

- ・施設等の居室やリビング等にゴミが落ちていたり、散らかったりしていないか
- ・施設内の設備などが壊れたままになっていないか
- ・水回りは清潔を保たれているか。
- ・居住の場所として快適かどうか

※ただし、先述したように、利用者の障害特性により、ご自身の生活環境とは異なる場合もあります。

(利用者について)

- ・利用者の服は清潔が保たれているか
- ・利用者が怯えているような印象はないか
- ・利用者の表情は楽しそうか

(職員について)

- ・職員は利用者を尊重した態度で接しているか
- ・職員が利用者に対して威圧的な態度や言葉遣いではないか

<利用者への質問>

(施設等について)

- ・あなたが住んでいるグループホーム（入所施設）は気に入っていますか。
- ・ご自分の居室は過ごしやすいですか。

(日常生活について)

- ・今の生活には満足していますか。
- ・毎日の食事はどうですか。
- ・お風呂は毎日入れていますか。
- ・食事やお風呂などの時間はその日の都合で変えることができますか。
- ・お休みの日はどのように過ごされていますか。
- ・今、困っていたり、悩んでいることはありますか。
- ・何をしている時が楽しいですか。

(人間関係について)

- ・職員との関係はどうですか。
- ・同じ施設の仲間との関係はどうですか。
- ・困った時に相談できる人はいますか。

(地域との関わり)

- ・外出するときは、どんなところに行きますか。
- ・地域の中に好きな場所がありますか。
- ・行ってみたい場所がありますか。
- ・地域の中で取り組んでみたいことがありますか。

(今後について)

- ・これからやってみたいことはありますか。
- ・このグループホーム（または入所施設）に住み続けたいと思いますか。

<職員（管理者、支援者）への質問>

(管理者)

- ・支援者である職員の働く環境としてはどうですか。
- ・離職率が高いなど課題がありますか。
- ・職員への研修はどんなことをされていますか。
- ・ご利用者への支援計画や業務日誌などはどのように管理していますか。
- ・地域で取り組んでみたいことがありますか。
- ・施設として積極的に取り組んでいることはありますか。

(支援者)

- ・働きやすい環境ですか。
- ・支援で困っていることなどありますか。
- ・困ったときは相談する人はいますか。

地域連携推進員としての心がけ

地域連携推進員として施設等を訪問していただくことで、地域との繋がりが生まれ、運営の透明性が確保され、ご利用者へのサービスの質を高めることにつながります。

また、施設等の職員にとっても、地域の方等にご利用者やその生活の様子を知ってもらう良い機会であると同時に、地域連携推進員からの質問が新たな気づきとなり、運営の改善につながる場合もあると思います。訪問の際には、なるべくご利用者や職員と沢山会話をさせていただくことが大切だと思います。

是非、ご自身の地域にある施設等がどんな場で、どんな方が利用していて、どんな支援を行っているのか、関心を持っていただくと同時に、地域に開かれた施設等になるよう、ご協力いただけることを願っています。

令和4年度障害者総合福祉推進事業

障害福祉サービス等の評価のための基準等の作成に関する研究
「地域連携推進会議の手引き」

発行日：令和5年3月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社